

遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付要綱

平成28年 3月28日

告示第58号

改正 平成30年 4月18日告示第 103号

改正 令和 4年 1月21日告示第 8号

(趣旨)

第1条 農業者の安定的な経営を支援するため、農業者等が融資機関から借り入れるチャレンジする六次産業応援資金に係る利息に対し、予算の範囲内で遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）及びこの告示により、利子補給金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) チャレンジする六次産業応援資金 六次産業化又は農商工連携への取組を行う農業者等に対し、当該取組に必要な資金として融資機関が貸し付けた資金をいう。
- (2) 融資機関 チャレンジする六次産業応援資金の融資を行う金融機関で市長が指定するものをいう。

(資金の種類、利子補給率及び利子補給期間)

第3条 利子補給の対象となる資金の種類、利子補給率及び利子補給期間は次のとおりとする。

資金の種類	利子補給率		利子補給期間
チャレンジする六次産業応援資金	融資額 500万円以内	1.0パーセント以内	7年以内
	融資額 1億円以内		15年以内

(利子補給対象者)

第4条 利子補給対象者は、融資機関からチャレンジする六次産業応援資金を借り入れ、市長の承認を受けた農業者等とする。

- 2 前項の農業者等は、融資機関に対し、利子補給金の交付及び受領の手続に関する権限を委任することができる。

(利子補給金の額)

第5条 市が利子補給する額は、毎年1月1日から6月30日までの期間（以下「上半期」という。）及び7月1日から12月31日までの期間（以下「下半期」という。）における当該資金に対し、第3条に規定にする利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給の承認)

第6条 利子補給金の交付を希望する農業者等（以下「交付希望者」という。）は、遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給承認申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該資金について利子補給をすることが適当と認めるときにあっては遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給承認通知書（様式第2号）により、利子補給金の交付要件を満たさないと認めるときにあっては遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給不承認通知書（様式第3号）により、当該交付希望者に通知するものとする。

(利子補給の変更承認)

第7条 交付希望者は、交付対象資金の貸付条件が変更された場合は、遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給条件変更申請書(様式第4号)に償還年次表の写しを添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給条件を変更すべきと認めるときは、遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給条件変更通知書(様式第5号)により、交付希望者に通知するものとする。

(利子補給の決定)

第8条 規則第4条に規定する申請は、遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付申請書(様式第6号)に遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金計算書(様式第7号)を添付の上、上半期にあつては7月15日までに下半期にあつては翌年の1月15日までに市長に提出するものとする。

2 規則第7条に規定する通知は、遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(利子補給金の請求)

第9条 規則第13条の規定による請求は、前条第2項の規定による通知を受けた場合に、上半期にあつては8月15日までに、下半期にあつては翌年の2月15日までに遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付申請書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(利子補給の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求を受理したときは、その日から30日以内に利子補給の交付をしなければならない。

(利子補給の打切等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは利子補給を打切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) チャレンジする六次産業応援資金を借り入れた目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利子補給を受けたとき。
- (3) その他この告示の規定に違反したとき。

(報告及び調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、利子補給金を受けた者に対し、当該利子補給に係る資金の融資に関し報告を求め、又は当該利子補給に関する帳簿、書類等を調査することができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年遠野市告示第103号)

附 則(令和4年遠野市告示第8号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付要綱第6条第2項の規定により利子補給の承認をしたチャレンジする六次産業応援資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

氏名 ⑩

遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給承認申請書
年 月 日付けで貸付決定された下記の資金について、関係書類を添えて利子補給の承認を申請します。

記

1 資金貸付決定状況

借入者住所			
氏名・年齢	(歳)		
資金の種類			
貸付決定番号		償還期限	年（うち据置 年）
貸付金額	千円	約定償還日	月 日 / 毎月 日
貸付利率	%	利子補給率	%

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 利子補給金交付請求予定一覧表
- (3) その他必要な書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市長

印

遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給承認通知書

年 月 日付けチャレンジする六次産業応援資金利子補給承認申請について、下記の条件で利子補給を行うことにしたので通知します。

記

住所			
氏名			
資金の種類			
貸付決定番号		借入金額	千円
承認日		承認番号	
利子補給期間	年 月 日から	年 月 日まで	利子補給率 %

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市長

印

遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったチャレンジする六次産業応援資金利子補給承認申請については、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

1 融資機関名

（ 支店・支所）

2 不承認の理由

3 この通知書について疑義がある場合は、その旨を遠野市（担当課）にお問い合わせください。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

遠野市長 様

氏名

印

遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給条件変更申請書

年 月 日付けで承認を受けたチャレンジする六次産業応援資金利子補給について、下記のとおり貸付条件を変更しましたので、関係書類を添付し利子補給条件の変更を申請します。

記

1 変更した貸付条件の内容

2 利子補給金変更金額

変更前 円

変更後 円

注 条件変更後の償還年次表の写しを添付すること。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市長

印

遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給条件変更通知書

年 月 日付けで承認したチャレンジする六次産業応援資金利子補給金について、下記のとおり内容を変更したので通知します。

記

対象者	住 所		
	氏 名		
貸付決定番号			
融資機関		(支店・支所)	
条件変更起算日		年 月 日	
条件変更の内容	項 目	変 更 前	変 更 後
	償 還 期 限		
	措 置 期 間		
	内 容		
利子補給金額		円	円

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

遠野市長 様

氏名 ⑩

遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付申請書

年 半期分チャレンジする六次産業応援資金利子補給金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号）及び遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付要綱（平成28年遠野市告示第58号）により関係書類を添えて申請します。

利子補給金申請額 _____ 円

〔補給金交付振込先〕

金融機関名		銀行 農協 労働金庫		本・支店 本・支所
口座種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ 口座名義人			

添付書類

- (1) 貸付決定通知書の写し
- (2) 償還年次表の写し
- (3) その他必要な書類

様式第7号（第8条関係）

遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金計算書

融資機関名	（ 支店・支所）
-------	----------

（単位：円）

承認番号	交付者名	償還実績		貸付利率 (B)	市利率 補給率 (C)	利子補給 割合 (D) = (C) / (B)	利子補給額 (E) = (A) × (D)	
		約 定 償還日	償還額					
			約定元金					約定利息 (A)
合 計								

記載注意事項

- 1 約定償還日に約定元利金の払い込みがない場合には、約定償還日欄に「延滞」と記入すること。
- 2 償還実績を確認できる書類（入金履歴照会票等）の写しを添付すること。

様式第8号（第8条関係）

指令 第 号
交付希望者名

遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったチャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付申請に対し、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）第5条の規定により、利子補給金 円を交付することに決定したので規則第7条の規定により通知します。

年 月 日

遠野市長名

Ⓜ

注 利子補給金の請求をするにあたり、交付決定通知書の写しを添付して提出すること。

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

遠野市長 様

氏名

印

遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付請求書

年 半期分チャレンジする六次産業応援資金利子補給金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号）及びチャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付要綱（平成28年遠野市告示第58号）により関係書類を添えて補給金を請求します。

利子補給金請求額 _____ 円

[補給金交付振込先]

金融機関名		銀行 農協 労働金庫		本・支店 本・支所
口座種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ 口座名義人	-----			